

会計帳簿への記載方法検討の視点

1 会計帳簿の意義

「本条（第九条）は、政治団体における政治資金の収支の状況を常に明確にさせておくため、政治団体の会計責任者に対し、一定の会計帳簿を備えさせ、かつ、所定の事項の記載を義務づけたものである。」

「会計責任者は、収入簿、支出簿及び運用簿のいずれについても毎年十二月三十一日（解散等の場合は、その日）現在で締め切り、それぞれに署名押印しなければならない。さらに、本条の規定に違反して、会計帳簿を備えず、又はこれに記載すべき事項の記載をせず、若しくはこれに虚偽の記入をした者には、罰則が科せられる。」（逐条解説 政治資金規正法）

2 収支報告書の意義

「収支報告書は、政治団体の政治資金の収支を国民の前に公開するという本法の目的からみて、きわめて重要な役割を担うものである。」（逐条解説 政治資金規正法）

- ・ 現金支出の公開
- ・ 支出実態の公開

3 技術的対応の基本（いわゆる収支両建て方式）

- ・ 前払い式
- ・ 後払い式
- ・ 無償提供等

4 収支報告等の意義を損なわずに、政治団体等の事務負担を軽減する簡易な記載方法についての検討

（検討に当たってのその他の留意点）

- ・ 国会議員関係政治団体の実務の実態
- ・ 政党助成法との関係
- ・ 会計帳簿ソフトの活用

(参考) 政治資金規正法 (抄)

(目的)

第一条 政治団体・・・により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、・・・政治団体に係る政治資金の収支の公開・・・その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もつて民主政治の健全な発達に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 この法律は、政治資金・・・の収支の状況を明らかにすることを旨とし、これに対する判断は国民にゆだね、いやしくも政治資金の拠出に関する国民の自発的意思を抑制することのないように、適切に運用されなければならない。

2 (略)

(定義)

第四条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「支出」とは、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付で、・・・運用のためにする金銭等の供与又は交付以外のものをいう。

(会計帳簿の備付け及び記載)

第九条 政治団体の会計責任者・・・(会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 (略)

二 すべての支出 (当該政治団体のためにその代表者又は会計責任者と意思を通じてされた支出を含む。・・・)並びに支出を受けた者の氏名及び住所 (支出を受けた者が団体である場合には、その名称及び主たる事務所の所在地。・・・)並びにその支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2 前項の会計帳簿の種類、様式及び記載要領は、総務省令で定める。

(会計責任者等が支出をする場合の手続)

第十一条 政治団体の会計責任者又は政治団体の代表者若しくは会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために支出をした者は、~~一件五万円以上の~~すべての支出について、当該支出の目的、金額及び年月日を記載した領収書その他の支出を証すべき書面（以下「領収書等」という。）を徴さなければならない。ただし、これを徴し難い事情があるときは、この限りでない。

2 政治団体の代表者又は会計責任者と意思を通じて当該政治団体のために~~一件五万円以上の~~支出をした者は、領収書等（振込みの方法により支出したときにあつては、金融機関が作成した振込みの明細書であつて当該支出の金額及び年月日を記載したもの（以下「振込明細書」という。))を直ちに会計責任者に送付しなければならない。

(報告書の提出)

第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（・・・）に、・・・当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 すべての支出について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに人件費、光熱水費その他の総務省令で定める経費以外の経費の支出（一件当たりの金額（数回にわたつてされたときは、その合計金額）が五万円以上のものに限る。）について、その支出を受けた者の氏名及び住所並びに当該支出の目的、金額及び年月日

三 (略)

2・3 (略)

4 第一項の報告書の様式及び記載要領は、総務省令で定める。